

4 被扶養者の認定・更新・取消手続き

(1) 被扶養者の認定区分

- ① 普通認定：給与条例上の扶養親族として認定されている者（扶養手当の対象者）
- ② 学生特別認定：給与条例上の扶養親族として認定されていない者で、学生の者
- ③ 一般特別認定：給与条例上の扶養親族として認定されていない者で、学生以外の者

※ 上記②③の特別認定の者については、毎年度、認定更新書類の提出が必要です。

※ 学生とは？

学校教育法第1条に規定する学校の学生ならびに同法第124条および第134条に規定する専修学校、各種学校の学生、定時制・通信制課程の学生をいいます。

また、科目履修生、研究生、留学生および休学している者は一般特別認定になりますので、注意してください。

(2) 普通認定の新規認定

普通認定の者については、扶養手当支給決定時に続柄や収入の確認を行っていることから、基本的には「被扶養者申告書」のみの提出で可としているものの、事実発生日や、雇用保険の受給者にかかる収入限度額の捉え方等の認定基準が異なることから、出生以外の認定理由の場合は下記のとおり添付書類が必要です。

認定事由	提出書類
出生	① 被扶養者申告書、個人番号申告書
退職	① 被扶養者申告書、個人番号申告書 ② 退職日の確認できる書類の写し ③ 雇用保険に関する確認書（公務員が退職の場合は不要） ④ 国民年金第3号被保険者資格取得届（配偶者のみ）
配偶者の退職による子の扶養替え	① 被扶養者申告書、個人番号申告書 ② 配偶者の退職日の確認できる書類の写し
前年収入の比較による主たる扶養者の変更	① 被扶養者申告書、個人番号申告書 ② 扶養手当認定簿の写し ③ 元の扶養者が加入している健康保険組合等が発行する「資格喪失証明書」
育休復帰に伴う主たる扶養者の変更	① 被扶養者申告書、個人番号申告書 ② 育児休業から復職したことがわかる辞令書の写し
婚姻	① 被扶養者申告書、個人番号申告書 ② 婚姻届受理証明書、または婚姻申出書 ③ 国民年金第3号被保険者資格取得届（配偶者のみ） ※ 雇用保険の受給資格を有している場合または受給している場合は、「雇用保険に関する確認書」を添付
雇用保険の受給終了	① 被扶養者申告書、個人番号申告書 ② 雇用保険受給資格者証（第1面と第3面以降）の写し ③ 国民年金第3号被保険者資格取得届（配偶者のみ）

(3) 学生特別認定の新規認定および認定更新

次の提出書類のうち、①～⑤は全員必須、⑥、⑦は該当する場合のみ提出

	提出書類	新規認定	認定更新・認定区分変更	
			全日制	全日制以外
①	被扶養者申告書	○	○	○
②	個人番号申告書	○	—	—
③	世帯構成申立書	○	○	○
④	在学証明書（学生証不可、原本）	○	○	○
⑤	市区町長発行の所得に関する証明書	○	—	○
⑥	組合員との続柄を明らかにする書類	○	—	—
⑦	国民年金第3号被保険者資格取得届書	○(配偶者のみ)	—	—
⑧	年間収入見込額が40万円以上ある者は、「給与収入見込額明細書」を添付			

※ 全日制以外とは、定時制、通信制、夜間等の特別な時間や時期に通学する学校をいいます。

※ 科目履修生、研究生、留学生および休学している者は、一般特別認定の対象となります。

(4) 一般特別認定の新規認定および認定更新

次の提出書類のうち、①～⑤は全員必須、⑥～⑭は該当する場合のみ提出。

	提出書類	新規認定	認定更新・区分変更
①	被扶養者申告書	○	○
②	個人番号申告書	○	—
③	扶養申立書兼世帯構成申立書	○	○
④	市区町長発行の所得に関する証明書（原本）	○	○
⑤	組合員との続柄を明らかにする書類 （次頁☆1参照）	○	—
⑥	国民年金第3号被保険者資格取得届書	○(配偶者のみ)	—
⑦	退職を事由とする場合 <input type="radio"/> 退職日が確認できる書類の写し（退職辞令、退職証明書、離職票等） <input type="radio"/> 「雇用保険に関する確認書」		
⑧	就労により給与等の収入がある者 <input type="radio"/> 事業主の証明を受けた「雇用形態証明書」（辞令書の写し、雇用契約書の写しでも可） <input type="radio"/> 「給与収入見込額明細書」 ※上記②「扶養申立書兼世帯構成申立書」に就労状況等について記載してください。		

⑨	公的年金、個人年金等の支給を受けている者 <input type="radio"/> 直近の「年金額改定通知書の写し」または「年金振込通知書の写し」等、現に受給している年金額が確認できる書類の写し（源泉徴収票の写しは不可） <input type="radio"/> 個人年金についても公的年金と同様に収入とみなします。
⑩	事業所得または農業所得等のある者 <input type="radio"/> 所得税の「確定申告書（収支内訳書を含む。）の写し」
⑪	組合員と別居している者 <input type="radio"/> 上記②「扶養申立書」に送金等の状況について詳しく記載し、組合員との生計維持関係を明らかにしてください。 <input type="radio"/> 対象者が配偶者または子でない場合は、送金の事実を明らかにする書類（通帳の写し等）を添付してください。 ※送金額等の基準は7ページを参照してください。
⑫	両親の一方を認定する場合 <input type="radio"/> 両親のもう一方の収入を明らかにする書類（所得証明書および⑦～⑨の該当する書類）を添付してください。
⑬	主たる扶養者の変更による新規認定の場合 <input type="radio"/> 元の扶養者の退職による認定の場合は、退職日が事実発生となることから「元の扶養者の退職日を確認できる書類の写し」を添付してください。 <input type="radio"/> 夫婦共同扶養等で前年所得の多い方に変更する場合は「両者の前年所得がわかる書類の写し」を添付してください。また、元の扶養者の認定を既に取消している場合は「健康保険被扶養者資格喪失証明書」を添付してください。
⑭	組合員と同一世帯に属することを認定要件とされる者（5ページ参照） <input type="radio"/> 「住民票記載事項証明書」
⑮	新たに認定を受けようとする者に、他に扶養義務者がいる場合 <input type="radio"/> 上記②「扶養申立書兼世帯構成申立書」に他の扶養義務者に関して、扶養手当およびこれに相当する手当を受けていないことや理由を記載してください。 <input type="radio"/> 「所得税法上の扶養親族証明書」

(☆1)「組合員との続柄を明らかにする書類」は、組合員等の本籍が共済組合にわからないように、「続柄等確認書」、または本籍が省略されている「住民票記載事項証明書」（組合員および被扶養者の続柄がわかる内容のもの）を提出してください。

<個人番号の申告>

- ・平成29年1月1日から新規認定を受ける被扶養者については、個人番号を申告してください。（被扶養者の個人番号は、組合員が確認してください。）

<個人番号の利用目的>

- ・「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の聴取に関する事務」

- ・「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」

＜認定手続き等の注意点＞

- ・ 雇用保険の受給資格を有している者の認定については、雇用保険の受給開始までの待機期間（給付制限期間を含む。）は認定できますが、日額 3,612 円以上の雇用保険の基本手当等を受給した場合は、速やかに認定取消手続きを行ってください。（支給期間の初日より取消となります。）
- ・ アルバイト、パート等による不安定な収入がある者を認定した際は、毎月の給料明細書を残し、月額 108,334 円を基準に収入額の確認を行うよう組合員に周知願います。
- ・ 共済組合の認定基準における「所得・収入」は、所得税法上の所得とは異なります。非課税の通勤手当等も収入とみなします。事業収入や農業収入の場合、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限り控除することができます。
- ・ 別居している者を被扶養者として認定する場合で、配偶者および子でない者を認定する場合は、生活費等の送金額を明らかにできる形で（銀行送金等）、送金を行ってください。

(5) 認定区分の変更

前述(2)～(4)により認定された者が次に掲げる事項に該当したときは、それぞれに掲げる書類により引続き被扶養者として認定します。

また、22歳到達により扶養手当が終了した者にかかる種別変更手続きは毎年度4月から5月に行ってください。

	変更の種類	提出書類
①	普通認定 → 学生特別認定 一般特別認定 → 学生特別認定	前述(3)の認定更新にかかる書類
②	普通認定 → 一般特別認定 学生特別認定 → 一般特別認定	前述(4)の認定更新にかかる書類
③	学生特別認定 → 普通認定 一般特別認定 → 普通認定	○ 被扶養者申告書

(6) 被扶養者の認定取消

被扶養者としての要件を欠く事実が生じた場合は、「被扶養者申告書」に該当被扶養者の「組合員被扶養者証等（限度額適用認定証、高齢受給者証等）」を添えて、速やかに認定取消手続きを行ってください。

なお、認定取消事由および提出書類等については、12～13 ページを参照してください。認定取消手続きが遅延した事により、過去に遡って認定取消をする場合は、被扶養者としての要件を欠くに至った年月日以降の医療費を返還していただくことになります。

<取消事由による提出書類例>

「被扶養者申告書」と該当者の「組合員被扶養者証」に次の書類を添付して取消手続きを行ってください。

※ 資格喪失後に国民健康保険へ加入される等、資格喪失証明書が必要な方は「資格喪失証明書交付申請書」を添付してください。

※ 配偶者の収入超過または離婚による取消の場合は、「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」を提出してください。（取消後に就職先で被用者年金制度に加入の場合を除く）

主な取消事由	提出書類	資格喪失日
就 職	① 就職先の健康保険証の写し ※ 採用辞令、採用証明書等の写しでも可 ※ 内定通知は不可	就職した日 ※ <u>採用年月日と健康保険の資格取得日が異なる場合は、採用年月日</u>
年金収入の超過	① 年金額改定通知書、年金証書等の写し ② 資格喪失証明書交付申請書 ※ <u>非課税の障害または遺族を事由とする年金の他にも保険会社等の個人年金も年金収入に含まれます。</u>	年金決定通知や改定通知を受け取った日 ※ 収入限度額を超過することがわかった日
雇用保険の受給 (日額 3,612 円以上の場合)	① 雇用保険受給資格者証の写し ② 資格喪失証明書交付申請書	雇用保険の支給開始日
不動産、農業等の事業所得の超過	① 確定申告書(収支内訳書含む。)の写し ② 資格喪失証明書交付申請書	確定申告を行った日
主たる扶養者の変更	① 新たに認定された健康保険被扶養者証の写し ② 扶養手当認定簿の写し	事実発生日または新たに認定された健康保険被扶養者証の資格取得日
アルバイト・パート等の給与収入の超過	<ul style="list-style-type: none"> パート、アルバイト等を始めた時点、または雇用契約を変更した時点で月額 108,334 円を超過する月が 3 か月を超えて連続すること、または以後 1 年間の収入が 130 万円を超過することが見込まれる場合は、<u>「雇入日（採用日）または雇用契約変更日」を資格喪失日とする。</u> 月々の収入が変動する場合や予測が不可能な場合は、年額 130 万円未満であっても<u>月額基準額 108,334 円を 3 か月連続して超えたときは、恒常的な収入があるとみなし、3 か月目の給料日の「翌月の初日」を資格喪失日とする。</u> 月額基準額 108,334 円を 3 か月連続して超えていないが、年額 130 万円を超えたときは、超えることとなった月の給料日の「翌月の初日」を資格喪失日とする。 	

アルバイト・パート等の給与収入の超過	<提出書類> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採用当初から認定取消の場合は、「採用通知、雇用契約書等の写し」 ・ 流動的な収入があつて、結果として収入超過で取消となる場合は、「<u>給料明細書の写し</u>」を添付してください。 ・ 資格喪失証明書交付申請書 	
75歳到達 (後期高齢者医療制度に加入)	① 高齢受給者証 ※ その他添付書類なし	75歳の誕生日
婚姻	① 婚姻届受理証明書またはこれに変わる書類	原則婚姻日 ※ 婚姻日と扶養の要件を備えた日が異なる場合は後者とする。
離婚	① 離婚の届出を行った日を確認できる書類の写し ※ ただし、調停離婚の場合は、調停成立日を確認できる書類の写し	協議離婚の場合は、離婚の届出を行った日の翌日 <u>調停離婚の場合は、調停成立日の翌日</u>
死亡	① 死亡診断書等の写し ※ 死亡された日が特定できる書類の写し	死亡した日の翌日
組合員の退職等による資格喪失	「組合員異動報告書」に組合員証とともに添付してください。	組合員の資格喪失日